

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年3月28日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年2月6日農林水産省告示第208号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
白鳥峯次郎	静岡市葵区梅ヶ島字向トウセン76の5、77、字シンノ沢93の2	静岡市役所

=====

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年3月28日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年2月20日農林水産省告示第285号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
白鳥峯次郎	静岡市葵区梅ヶ島字向トウセン55の4、68の1の1の2、 68の1の1の4	静岡市役所